

經濟論叢

第119卷 第6号

マヌファクトゥア・ファブリーク・

ラボラトリーウム……………渡 辺 尚 1

TVA における草の根民主主義の構想……………佐々木 雅 幸 20

帝国主義形成期のイギリスの資本輸出と

「多角的決済網」……………中 村 雅 秀 41

財産の権威と国家の権威……………中 谷 武 雄 70

昭和52年6月

京 都 大 学 經 濟 學 會

財産の権威と国家の権威

—アダム・スミスの国家論(2)—

中 谷 武 雄

はじめに

前稿においては、アダム・スミスが国家権力に言及するさいの第一の特徴点ともいえる、歴史的な考察方法ないしは発生史的把握法をとりあげた¹⁾。この方法を駆使して国家権力の形成過程を分析し、スミスが明らかにした点²⁾で注目すべき論点の一つは、財産を完全に保護し社会の発展を保障しうするためには、財産の権威が高く擁護されねばならず、そのためには政府の権威と機能が強化されねばならないということであった。この点から出発して、国家の社会成員からの独立が強調され、ひいては国家の維持が自己目的とされるにいたる。自分の仕事が忙しく、行政活動に参加しうる余裕のない市民たちは、租税を支払うことにより代理人にその業務を委託し、納税によって国家を買い取るということが明らかにされた。

ところで、国家の権威を高く維持しようとするれば、その経費は高くなるざるをえない。国家の機能を(たとえ限られた領域のものではあれ)まっとうしようとするれば、国務につく人の数は増加するから、これらの人びとの生活を維持する財源となる租税は増大する。また国家の権威を象徴するためには、主権者や君主の威厳は高く保たれねばならない³⁾。したがってスミスにとっては、政府は

1) 拙稿、アダム・スミスの国家論——国家権力の形成過程の論理と歴史を中心にして——、「経済論叢」第118巻第3・4号、昭和51年9・10月。

2) 同上、第2章第3節で8点にわたってまとめられている。

3) 『諸国民の富』第5編第1章の経費論の中で、最後の第4節ではあるが、スミスが「主権者の威厳を維持するための経費について」として、節を起こしている点に注意すべきである。

けっして「安価」ではありえない。文明が進歩するにつれて政府は「高価」なものにならざるをえないのである。彼が経済学に二つの目的をもたせ、主権者や国家を富ますことをその一つに挙げたこと⁴⁾を、この点と切り離して考えることは適切でないであろう。

「文明国の政府は、野蛮国におけるよりも、はるかに費用のかかるものであると言えよう。そして一つの政府が他のものよりも費用がかかるとわれわれが言うばあい、それは一方の国が他方よりもずっと進歩している、と言うのと同じことである。政府に費用がかかり、かつ人民 people が抑圧されていないと言うことは、人民が富んでいると言うことである。文明国においては、野蛮国では用もない多くの出費が必要である。軍隊、艦隊、要塞や公共の建物や裁判官、収入官吏が維持されねばならない。もしこれらが軽視されれば、混乱が起こるのであろう。」(L. p. 239, 431-432ページ)⁵⁾

このように、スミスは文明の発展に伴い、政府は費用のかかるものとなることを明白にのべている。しかし前稿でも指摘した⁶⁾ように、彼は国家の機能の強化を主張しているだけで、このことを可能とする財政的な裏付けについては

4) 「政治家または立法者の科学の一部門として考えられている経済学 political economy は、二つの別個の目的をたてている。その第一は、人民 people に豊富な収入または生活資料を供給すること、つまり一層適切に言えば、人民が自分たちでこのような収入または生活資料を調達できるようにすることである。そして第二は、国家すなわち共同社会 state or commonwealth に、公共の職務を遂行するのに十分な収入を供給することである。経済学は、人民と主権者との両方を富ますことを、目的としている。」(W. of N. I p. 428, III 5 ページ) この略号は、W. of N. は、『諸国民の富』をあらわし、引用ページ数は、前の方が、*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, General Editors R. H. Campbell and A. S. Skinner, Textual Editor W. B. Todd, 2vols., 1976, in *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, II, O. U. P., のそれを指し、後の方は、大内兵衛・松川七郎訳「諸国民の富」岩波文庫、昭和34～41年、のそれを指す。ローマ数字は両方とも分冊数を指す。訳文には若干手を加えた。

5) L. は『グラスゴウ大学講義』の略号である。引用ページ数は、前の方が、*Adam Smith, Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow by Adam Smith, reported by a student in 1763 and edited with an introduction and notes by Edwin Cannan*, Kelley and Millman Inc., New York, 1956, のそれを指し、後の方は、高島善哉・水田洋訳「グラスゴウ大学講義」日本評論社、昭和22年、のそれを指す。訳文には若干手を加えた。なお、後の引用に関して、[……]の中は引用者による挿入を、……は中略をあらわすものとする。なお強調点は原文のままである。

6) 拙稿、前掲、102ページ、注33。

何ものべていない。ただ言えることは、「相対的な安価な政府」論の解明者が指摘している⁷⁾ように、生産力の進歩につれて、生産的労働がより多数の不生産的労働を扶養しうる⁸⁾、ということだけである。したがって、具体的には、生産的労働の増加を上回る不生産的労働の増加、すなわち政府の活動を保証するための租税(の重課)が、社会の富裕の進歩を妨げる原因の一つに数えられている(L. p. 236, 428ページ)。一見矛盾している二つの主張が存在するという事自体、スミスと安価な政府論との関連をめぐって、多くの議論がなされている原因の一つなのであろう⁹⁾。

そこで、問題は次のように提出されるべきである。スミスのいう「自然的自由の体系」と、「高価な政府への転化の必然性」¹⁰⁾の二つを整合的にとらえるための要素は何であろうか?と。この両者を生産的労働と不生産的労働のバランスに求めることによって調和させようとする事は、前稿で見たようにやや一面的であろう。なぜならば、国家の役割の増大は、生産的労働の増加に比例するという保証は全くなく、むしろ国家の相対的な自立化は、それとは独立した要因によるものであるからである。したがってやや一般的に言えば、スミスの「安価な政府」の主張の本質を探るためには、「自然的自由の体制」や「見えざる手」といった「レッセ・フェール」につながる主張と、経費論や収入論

7) 山崎怜, 『安価な政府』の基本構成, 「香川大学経済論叢」第41巻第2号, 1968年6月, 他。

8) 「文明社会においては、貧乏人は自ら調達するとともに支配階級の莫大な奢侈にたいしても、供給するのである。怠惰な地主の虚栄を支える地代は、全て農民の勤勞によって得られるものである。金持は、大小の商人に資本 stock を利子付きで貸出し、商人を犠牲にして、あらゆる種類の下劣で卑賤な遊蕩にふける。遊惰で安逸な宮廷の従臣たちは、同様に、彼らを維持するために税金を支払う人びとの労働によって、衣食住を得ている。」(D. p. 326, 46-47ページ) D. は『国富論草稿』の略号である。引用ページ数は、前の方が、William Robert Scott, *Adam Smith as Student and Professor, with unpublished Documents, including Parts of the "Edinburgh Lectures," a Draft of The Wealth of Nations, Extracts from the Muniments of the University of Glasgow and Correspondence*, Glasgow, Jackson, Son & Company, 1937, のそれを指し、後の方は、水田洋訳「国富論草稿」日本評論社(世界古典文庫86)昭和23年, のそれを指す。訳文には若干手を加えた。

9) 安価な政府については、島恭彦, 『安価な政府』論の再構成, 『彦根論叢』46・47合併号, 昭和33年9月, や, 山崎怜, “安価な政府”をめぐる諸解釈について, 「香川大学経済論叢」第38巻第6号, 1966年2月, 他を参照。

10) 島恭彦, 同上, 47ページ。

を含めた財政論と、そして国家の本質規定や産業発展に対する国家の機能や政策の評価などを、各々分析するとともに、これらの相互関連が明確にされねばならないであろう。

本稿においては、こうした点を念頭に置きつつ、問題の核心に一步迫るために、財産保護をその本質とする国家の機能が、大財産所有者の権威を背景に遂行される、というスミスの主張を分析することにした。そして本稿の結論は「財産の権威に対する社会成員の服従の心理」を、功利の原理から導き出し、これによって増大する政府経費に歯止めをかけ、この大枠の中で、財産の権威からはみ出し、社会の秩序の外部に脱落しようとする人びとのための裁判、教育などの費用の必要性を、スミスが理論上において準備していることを示すであろう。この側面においては、スミスは経済理論家であると言うよりも、むしろ社会学者、それも服従者の心理を計算して支配する、近代的な「支配の社会学」者たちの主張¹¹⁾を、先取りしたかのような姿であらわれている。しかしこのような形での解決は、実は、経済と政治の関係を何ら理論的に解明しえたものではないことは言うまでもなく、むしろ政経家としてのスミスの面目を示すかに見えるのは、意外であるとさえ言えよう¹²⁾。スミスは、国家の科学的な把握と常識的な把握とを併立させつつ、その統一的理解には遂に及びえなかったことを、以上の問題点は示しているのかもしれない。

11) 「いかなる権威主義的義務関係においても、服従するということが服従者自身が一定最小限の利益を事実上もっているということが、普通にはやはり服従の一つの不可欠の動機をなしているものである」という、マックス・ウェーバー (Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss der verstehenden Soziologie*, vierte, neu herausgegebene Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann, 1956, Kapitel IX. Soziologie der Herrschaft, S. 543. 世良晃志郎訳「支配の社会学」I, 創文社, 昭和35年, 9ページ)の主張を参照のこと。なおこうしたウェーバーの「支配の社会学」の先駆として、ゲオルグ・ジンメル「上位と下位の社会学」を位置付けた、阿閉吉男、マックス・ウェーバーの政治社会学的思考、「理想」1975年2月、をも参照のこと。

12) しかしながら、そこで基本的な原理であり、かつ駆使されている同感 sympathy や自愛心 self-love は、スミスの経済学の体系の中にあっても、きわめて大きな役割を果たしているものである。したがって本稿においては、上にのべた問題意識からのみ、これらに言及することにしていきたい。

I スミスの時代と課題

周知のように、スミスの時代は、激動と変革の時代であった。古い社会から新しい社会への過渡期であった¹³⁾。たび重なる植民地獲得戦争と、その経費をまかなうための財政膨脹と財政危機、産業の自生的発展を妨げる租税の過重負担。国家の暴力を前面に押し立てた重商主義的な原始的蓄積政策のゆきづまりと破綻は、誰の目にも明らかであった。古い封建時代の残滓をもった原蓄国家に対抗して、抬頭しつつあった近代ブルジョアジーは、古い支配階級を無力化して（「租税による買取り」）自己の支配権を獲得し、自由に行動しうる（「営業の自由」の承認）ように、古い国家と戦い、それを改造（「国家の空洞化」）しようとしていた。こうした自由な営業活動を保障する新しい国家を創造する（「政策—指導から法=承認へ」）ための戦い、すなわちブルジョア的所有権の確立と、原蓄国家からの「解放」という歴史的な経過をたどる、原蓄国家からブルジョア国家への転変を促進する¹⁴⁾ための戦いを正当化すること。そのために科学的な経済理論を基礎に、社会の発展を解明し、富裕の原理を説くことがスミスの大きな課題であったのであろう。こうした問題意識に支えられて、『諸国民の富』は展開されたといえるのである。「旧帝国主義批判としての『国富論』」¹⁵⁾たるゆえんである¹⁶⁾。

古い支配者と対抗するための理論的武装とともに、ブルジョアジーは、新しい社会の代表者として君臨するために、自らの統治理論を構築しなければなら

13) アダム・スミスの時代的背景と、その歴史認識を媒介とする理論的形成過程や体系の構造分析については、多くの業績がある。彼の生涯にそって解明された、水田洋「アダム・スミス研究」未来社、1968年、や、歴史認識と時論との関連で明らかにされた、内田義彦「増補経済学の生誕」未来社、1962年、などである。小論では、イングランドに比較してのスコットランドの経済的な遅れ、重商主義的政策のゆきづまりとその打開策、社会的な貧困の克服という三点にわたって、スミスの時代的特質とその課題としてまとめられた、鈴木亮、アダム・スミスの時代と学問——『国富論』刊行200年によせて——、「経済」1976年6月（No. 146）を参照した。

14) 内田義彦、前掲書、85ページ。

15) 同上、特に前編、四、参照。

16) 古い国家に対抗するブルジョアジーの戦い、すなわち「国家の空洞化」に関する問題については、紙数の関係上、次稿にゆずらざるをえない。

なかった。それは、既に古い社会の中に孕まれており、新しい社会の中で大きな影響を及ぼすと思われる問題に対して、あらかじめ指針を明確にすることである。社会の変動期には必ず社会的不安が生ずる。特にスミスの時代には、「資本主義の成立とともに生ずる階級的貧困の問題」と、なかんずく「労働者の知的道徳的退廃の問題」¹⁷⁾であった。この問題の背景には、重商主義的な原始的蓄積政策の強力な遂行があった。

資本主義が生成し発展するには、一方で生産手段が集積され、他方で二重の意味で自由な労働者が多量に形成されねばならない。スミスの言う「先行的蓄積」¹⁸⁾は、資財の蓄積という点に重点が置かれている¹⁹⁾が、もう一つの側面での現象にも彼は留意し、その社会的な結果に大きな注意を払っていたと言えるであろう²⁰⁾。自由な労働者の形成は、生産手段からの生産者の切り離し、特に土地からの農民の分離であった。スミスが育ったスコットランドでは、土地清掃が特に急激に、徹底的に進み²¹⁾、社会的構造の変革は激烈であった。ハイランド地方には、古い氏族制度が根強く残っており、旧社会の生活構造や共同体が生活の絆となっていた。そこでの急激な土地清掃により共同体が解体され、生活をしていくことが困難となった農民たちが、ローランド地方で近代的産業

17) 鈴木亮, 前掲, 218ページ。

18) 「資本主義的蓄積に先行する『本源的』蓄積 (アダム・スミスの言う『先行的蓄積』 („previous accumulation“)), すなわち資本主義的生産様式の結果ではなくその出発点である蓄積」 Karl Marx, *Das Kapital*, I, MEW. Bd. 23, 1962, S. 741, カール・マルクス「資本論」第1部, 大内兵衛・細川嘉六監訳「マルクスイエングルス全集」第23巻, 大月書店, 1965年, 932ページ。

19) 「明らかにこの蓄積は、彼が非常に長い間にわたってこのような特別の業務に自分の勤勉を充用するのに先だって行われなければならない。

資財の蓄積は、事物の性質上工業に先だたざるをえない。」(W. of N.I p. 277, II 232ページ)

20) 原始的蓄積過程の二つの側面について、生産手段からの生産者の分離という点には、スミスの注意は払われていない(例えば、小林昇, 国富論体系の成立, 「小林昇経済学史著作集」I, 1976年, 未来社, 特に第6章251ページや, 同「著作集」IIの「原始蓄積」を扱った諸論文参照)。しかしこの側面の社会的な結果, すなわち貧困と不安の増大についての理論的枠組は, 準備されていたと言えよう。

21) 「本来の意味での『地所の清掃』がなにを意味するかは, 近代ロマン文学の約束の地, スコットランド高地で, はじめて知ることができる。」(K. Marx, a. a. O., S. 756, K. マルクス, 前掲書, 952ページ)

が成長しつつあった新興都市へと、大量に流入した。彼らは近代産業への労働力プールとなるとともに、都市において近代スラムを形成した。ここにハイランド地方の住民と、ローランド地方の住民とが都市において混住するという、初めての事態が生じた。スラム層を中心とした貧民の問題は、大きな社会不安を生じ、社会問題となった。生産手段からの生産者の分離という側面は、その社会的結果としては、スミスによって貧民問題、ないしは都市での不安という社会問題として、いわゆる「見知らぬ人びと」の集団の問題として提出されたと言えよう。

古い共同体の絆で結ばれて成立していた古い社会の構造は破壊された。「見知らぬ人びと」の集団が混住する新しい社会が出現した。こうした社会の中にある成立しうる人びとの結合関係を明らかにし、その上に立って社会を発展させる原理が展開されねばならない。新しい社会に対応して有効な役割を果たしうる新しい統治原理が、人間論や人間の結合関係を基礎に構築されねばならなかった。すなわち、「見知らぬ人びと」の集団の間に成立しうる社会的秩序とは何かということ、これらの人びとを互いに結びつけ、共通のものを媒介にして、一つの集団として同じ目的に向かって進みうるような原理を解明することが、ナショナルリストとしてのスミスの課題であったといえよう。人間の行動の原理を追求し、人間社会の構造原理を明らかにすることが、スミスの『道徳感情論』の一つの主題であったのである。そしてこの著作は、人間の行為の適宜性を判定する原理として、同感の原理から説き起こされているのである²²⁾。

「人間がどんなに利己的なものと想定されうるにしても、明らかに彼の本性の中にはいくつかの原理があって、それらは彼に他人の運不運に関心をもたせ、彼はそれを

22) したがって、分業の発展による人間の諸能力の発達への阻害と、分業による諸個人の分断に伴って社会成員が政治制度に無関心になるという二点よりなるアダム・ファーガソン (Adam Ferguson, *An Essay on the history of civil society*, 大道安次郎訳「市民社会史」白日書院、昭和23年) の文明社会批判と、彼の復古主義的な色彩に対して、スミスの同感の原理は、彼のファーガソンへの批判として、また彼なりの解答を示すものとして提出されたものといえよう。なお、天羽康夫、『市民社会史論』の課題と方法、「経済経営論集」(桃山学院大学)第16巻第4号、1975年3月、76-78ページ参照。

見る喜びのほかには、何もそれから引き出さないのに、彼らの幸福を、彼にとって必要なものたらしめるのである。」(M. S. p. 9, 5ページ)²³⁾

II 「同感の原理」の役割

『道徳感情論』や同感の原理については、既に多くの秀れた研究がなされている²⁴⁾ので、ここで深く立ち入る必要はないであろう。小論での課題は、同感の原理がスミスの統治論の中でどういう位置にあり、どういう役割を果たしているか、という点である。

共同体が解体されてバラバラになり、かつ自分のことを中心にしか考えることができない人間であっても、その行動については、人間の社会的結合を成立させうるいくつかの原理が存在しており、その中核をなすのが同感の原理である、というのが『道徳感情論』を同感の原理から展開したスミスの考えであった。彼において同感の原理が成立しうるのは、水田洋氏によれば、「立場の転換の観念が導入されることによって、同感されるものとするものの、対等性＝互換性が、確立された」²⁵⁾ことによるものである。ここで重要なのは、人間の対等性＝互換性ということが、スミスによつては、財産を所有することにより人格として独立した個人²⁶⁾としての同等性にその基礎があること、またそういう諸個人の関係において同感の原理が成立しうる、と把握されたことである。このことが財産の權威が作用しうる基盤となっているのである。

23) M. S. は『道徳感情論』の略号である。引用ページ数は、前の方が、*The Theory of Moral Sentiments*, Edited by D. D. Raphael and A. L. Macfie, 1976, in *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, I. O. U. P.*, のそれを指し、後の方は、水田洋訳「道徳感情論」筑摩書房、1973年、のそれを指す。訳文には若干手を加えた。

24) 例えば、太田可夫著、水田洋編「イギリス社会哲学の成立と展開」社会思想社、昭和46年、や水田洋氏の次の論文や最近の諸論文参照。

25) 水田洋、アダム・スミスにおける同感概念の成立、「一橋論叢」第60巻第6号、1968年12月(No. 338)。

26) 租税は、服従ではなく、財産を所有していること、すなわち自由であることを象徴するとスミスは指摘している(*W. of N.* II p. 857, IV 301ページ)。『道徳感情論』では身分の区別についてもふれられているが、『諸国民の富』における「商業社会」は、租税を支払い、財産所有者として独立している点では対等・平等の個人により構成されていると考えられる。

「あらゆる国の土地および労働の年ねんの生産物は、またはこれと同じことになるのであるが、その年ねんの生産物の全価格は、既に述べたように、土地の地代と労働の賃金と資財の利潤という三つの部分に自然に分割され、三つの人民の異なる階級、つまり地代で生活する人びとと賃金で生活する人びとと利潤で生活する人びとの収入を構成している。これらはあらゆる文明社会の三つの大きな、基本的な構成要素をなす階級なのであって、他のあらゆる階級の収入は、窮極的にはこら三つの階級の収入からひき出されるのである。」(*W. of N.* I p. 265, II 216-217ページ)

スミスによる一国内の住民の区別、すなわち階級把握は、それを所有し、活用することにより、その所有者が自分の生活を立てている財産に置かれていることは明白である。労働力を活用し労賃を得ているのが労働者、資財を活用し利潤を得ているのが資本家、土地からの地代を得ているのが地主である。自己の所有している財産をできるだけ効率よく活用し、収入を増大し、生活を改善しようと努力する人が、文明社会にはふさわしいのである。財産所有者による労働は、自己の勤勉性と収入とが直接的に比例するものであるから、勤勉性が刺激され、効率的となり、改善への努力がなされる。

「人間というものは、他人のために働く時よりも、自分自身のために働く時の方が、一般にわずかしか働かないものだと思像するほど不条理なことではない。貧しい独立の職人は、出来高払いで働いている渡り職人よりも一般にいっそう勤勉であろう。前者は自分自身の勤労の全生産物を享受するが、後者はそれを親方とともに分けあうのである。前者は個々別々に独立した状態にあるから、大製造工場で非常にしばしば後者の道徳を破滅させるような、悪い仲間の誘惑に陥ることが少ない。月ぎめか年ぎめで雇われ、多くの仕事をしようがしまいが、賃金や手当が同一であるような使用人 *servant* に対する独立の職人の優越性は、おそらくは更に大きいであろう。」(*W. of N.* I p. 101, I 259ページ)

こうした独立して、自己の財産を活用し、努力と勤労の成果をそのまま享受できうる人びとの労働(自愛心の発揮)が、文明社会の発展を促進さすということは、スミスの周知の命題である。したがって財産を所有していない奴隷は、労働の成果が直接的には自己の利益とならないから、勤勉になる条件はなく、

その労働は非効率的となり、自発的な改善の努力はなされない。社会の進歩は遅れるというわけである。

「奴隷制が自由人にとってさえ悪い制度であることは、殆ど証明を要しない。日びの賃金のために働く自由人は、生活を維持し一身を養ってゆくに必要な経費との割合において、奴隷よりもずっと多くの仕事をするであろう。古代イタリアにおいて、奴隷によって管理された土地は、最も肥沃な地方でも、生産物の六分の一しか主人の手に与えなかった。しかるにわが国では、不毛の地においてさえ、地主は三分の一を受け取り、そして小作人はずっと裕福に暮らしている。奴隷はただ自分自身のためにのみ耕し、余剰は主人の手許にゆく。それゆえ彼らは、最も利益あるように土地を耕すことには無関心である。自由人は、地代を超えた分を全て自己のものとするから、したがって精を出す気も起こってくる。」(L. p. 99, 231-232ページ)

奴隷が労働する動機は、罰への恐怖以外にはなにもないし、余剰生産物は全て主人の手に渡るのであるから、奴隷は勤勉になるための奨励を何も持たない(L. p. 225, 412ページ)。農業に限らず、手工業においても、事態は全く同様である。

「手工業 art および商業の遅い進歩は、これ(農業)に似た諸原因によるものなのである。奴隷制度が行われた全ての所では、製造業 manufacture は奴隷によって営まれた。それが奴隷によっては、自由人によるのと同様に営まれ得るということは不可能である。なぜならば、奴隷は罰への恐怖以外には労働すべき何の動機も持ち得ないし、彼らの仕事を容易ならしめる何らかの機械を発明することも決してありえない。自分の資財 stock を持つ自由人は、自分が労働を営むのに便利であろうと思う全てのものをつくってもらえることができる。もし一人の大工が、ナイフよりも鉋の方が彼の目的に役立つであろうと考えるならば、彼は鋸治屋に行つてそれを作ってもらおうだろう。しかし奴隷がそのようなことを申し出れば、彼は怠け者と呼ばれるのであって、彼を楽にする試みなどはなされない。」(L. p. 231, 421ページ)

奴隷が勤勉になり得ないのは、主要には自己の労働の成果が直接的には自分のものとはなりえないからである。したがって労働の効率を高め、生産性を上げるには、勤労の成果を享受することが政府により保障されていれば、自己の労働に費した努力に応じて、自己の収入が増大するような制度が確立されねばならない。こうした制度が広く社会にゆき渡るにつれて、社会の住民の勤労意

欲は喚起され、社会の発展も大きく促進される。こうした考えにより、スミスは、農業において生産性が上がる制度として、奴隷制 *slavery* → 隷農 *villain* → 分益小作人 *tenant by steel bow* → 小作人 *tenant* という順序を挙げている (*L. pp. 224-227, 412-415*ページ)。これは自己の勤勉が収入に比例する程度の増大に対応しており、またこのことは、耕作道具などの生産手段、特に土地に対する耕作人の権利の拡大とも一致している。したがって小作人も、テナントアットウィル *tenant at will* からコピーホルダー *copyholder* へと発展する (*L. p. 101, 234-235*ページ)のである)。

自分が獲得した資財を安全に、有効に投資し、それによる増収分を享受できる体制が、スミスにとっては最良であった。したがって、土地の改良が妨げられるから、土地の独占、すなわち大土地所有や長子相続制、限嗣相続制も非効率的であるとして否定される (*L. p. 228, 417*ページ)。自分が耕作しうるよりも広い土地が所有されているならば、その一部は言わば失われる (*L. p. 224, 412*ページ)。自分の所有している土地を耕作している農民の労働が、一番効率的であるからである。隷農制に基づく大土地所有と奴隷制の否定は、自分自身の財産をもった、独立した個人を中心とする社会への方向に連なっていると言えよう。

同じ観点から、スミスは、封建貴族が土地保有者への示威として召抱えている郎党 *retainer* や、年季奉行にしばられた僕婢 *menial servant* も否定する。彼らが解雇された時、彼らは強盗や掠奪以外には生きる道がなく、大きな社会不安の種になる (*L. p. 155, 314-315*ページ)ということも、その一つの理由ではあるが、彼らは他人に依食することに慣れており、自ら労働する習慣がなく、その精神が腐敗しているからである。

「犯罪行為を防止するものは、治政であるよりは、むしろ他人に依食する者をできるだけ少くすることである。従属ほど人間を腐敗せしめるものはなく、しかしこれに反して、独立は人びとの正直を更に増進するのである。

商工業の擁立は、この独立をもたらすのであって、犯罪を防止する最善の治政であ

る。」(L. p. 155, 315ページ)

奴隷や封建的家臣団、郎党や僕婢などは、主人の財産の一部であったり、他人に依食する従属的な人間である。他人への依存は人間の精神を荒廃させ、社会のくずになる道しか残っていない。これに反して、財産を所有した人間は独立しており、自己の創意に基づいて労働に励み、収入を増大させようとして努力することにより、その精神は大きく発展する。こうした独立した人間を多く輩出させるのは、商工業の発展である²⁷⁾。また商工業の発展は、農業に影響を及ぼし、農業を発展させる²⁸⁾。その上、商工業の発展は、一族郎党を解雇するようにさせる。

「ヨーロッパの全ての宮廷において、貴族の権力は、手工業 art と商業の発展という共通の原因から衰微した。人はその財産を家庭の奢侈に費すことができるようになったので郎党を解雇しなければならなかった。」(L. p. 42, 147ページ)

財産を所有して独立した人間を大量に創出させようとする主張の根拠は、スミスによれば、社会発展のために労働の能率を上げることに置かれている。自己の財産を活用して勤勉に励む人間が、独立した個人として互に競争することにより、自己の精神を発達させる。ここに人間の発達の契機として、自愛心 self-love が重要視されるのである。しかも互に競争しているとはいえ、一部の野心家²⁹⁾を除けば、同感の原理により適当な抑制も働き、社会は平和裏に発展していくというのがスミスの社会発展論であるといえよう。

スミスが同感の原理を重視した根拠は、「見知らぬ人びと」の集団が混住するばあいでも、財産を所有して独立した自由な諸個人でその集団が成立しているのなら、同感の原理が作用して、社会の発展が平和裏に、効率的に促進されるということである。したがって、同感の原理が貫徹しうするためには、独立

27) 商業と製造業とが、秩序と善政をもたらすという指摘(W. of NI p. 412, II 476ページ)や商業が発展すれば誠実と几帳面も発達するという指摘(L. p. 253, 452ページ)もある。

28) 「どこの国においても、製造業者の数が多ければ多いほど農業が改良され、前者の進歩を妨げる諸原因は、農業の上にいわず反作用するのをわれわれは知るであろう。」(L. p. 230, 420ページ)

29) 「野心家」の問題については、天羽康夫、『道徳感情論』における政治と経済、「経済科学」第18巻3号、1971年6月、他参照。

した人間の存在が大前提となるのである。こうした条件を成立させうるために、社会の発展と結びつけて、古い社会の遺物である共同体の解体、封建的家臣団と一族郎党や奴婢の解雇や大土地所有の解放が主張されたのである。このことは、古い社会での生活構造や人間の結合関係が、近代社会においては適切でなくなったことを認識し、新しい社会での人間関係を樹立しようと、スミスが試みていることを示している。古い社会の紐帯が弛緩し、バラバラになった諸個人を、新しい社会において適合的な形態で再び結合しうる論理の基礎として、同感の原理が主張されたといえるであろう³⁰⁾。

しかしながら独立した諸個人が、自己の財産の権利のみを主張してあい護らねば、同感の原理はどの程度にまで作用しうるものなのであろうか？ また自由に競争しあうというならば、諸産業は発展するにしても、その結果財産所有の不平等の拡大は明白である³¹⁾。こうした社会の不平等や矛盾の激化に対して、同感の原理だけですべてが解決するとスミスは考えていたのであろうか？ 財産の保護をその目的とする国家は、いかなる対応策を講じるべきであると考えられていたのか？ 次に章を改めて考察しよう。

III 「財産の権威」の成長

スミスによれば、国家は、私有財産の出現とともに発生し、その本質的な機能は財産の保護である。勤労の成果を享受することが保障されなければ、勤労意欲は喚起されず、社会の発展のテンポは遅れる。したがって財産所有の不平等が激化すれば、本来の役割を全うするために、国家の権威と機能は拡充・強化されねばならない。

「富者の強欲や野心と、貧者が労働を嫌悪したり目前の安逸や享楽を好むことは、財産の侵害を刺激する情念であり、前述の〔身体や名声についての妬み、悪意、恨み

30) スミスは、同感が作用するには、人間は安楽でなければならないとして、同感の原理は文明化した社会でのみ貫徹すると指摘している（『道徳感情論』第6版、第5部第2章参照）。

31) 「法と政府によって、すべての産業 art は強んになり、それが引き起こす財産の不平等は十分に保護される。」（L. p. 160, 321ページ）

などの情念よりもはるかにより執拗に、しかもより広く影響を及ぼすものである。大財産が存在する所ではどこでも大きな不平等が伴う。一人の非常な富者がいれば、少くとも 500 人の貧者がいるに違いない。少数者の裕福は、貧者の憤激をかきたて、しばしば窮乏にかられたり妬みに刺激されたりして、貧者は富者の所有物を侵害する。長年の労働や、または多分いく世代にもわたって引き継がれた労働により獲得された高価な財産の所有者が、たった一晩でも安心して眠れるのは、唯一市民的司法長官の庇護があればこそのことである。彼は常に見知らぬ敵に取り囲まれており、この敵を怒らせることは決してないにしても、敵をなだめることもできないのであり、この敵の不正から彼が守られることができるのは、それに懲罰を加えようと不断に振り上げられている、市民的司法長官の強力な腕だけである。それ故に、高価で大きな財産の獲得は、必然的に市民政府の確立を必要とする。財産のない所、または少くとも二、三日の労働の価値をこえる財産が何一つとしてない所では、市民政府はそう必要ではない。」(W. of N. II pp. 709-710, IV 37-38ページ)

スミスがのべている「市民的司法長官の強力な腕 powerful arm of the civil magistrate」というものが、何を意味しているのか明白ではないが、警察や監獄に言及することなく、裁判権の強力な確立により社会治安が維持されるというのは、スミスの一つの特徴的な考えである。裁判権の機能が中心ではあるにしても、財産が高価になり、換言すれば財産所有の不平等が拡大するにつれて、政府の権力は、財産保護というその本来の目的を全うするために、拡充・強化されねばならないという主張が、スミスの論理の中に存在していることは、従来の諸研究も指摘しているとおりである。社会的内部の不満の増大、矛盾齟齬の激化に対応して、政府の権威と機能は強化されねばならない。したがってこれを支えるために、政府の維持費は当然高価になる。

しかしここで留意されるべきは、スミスが無限の政府権力の拡大や経費の増大の必然性を説いているのではないということである。文明社会における「搾取の体制」と「富裕の体制」という矛盾した事実の共存の謎を解く鍵としての「分業による生産力」の認識³²⁾が一つの根拠であろう。すなわち分業の発展に

32) 内田義彦, 前掲書, 198ページ。

よる生産力の増大の成果により、「一般的豊富が社会の全ての種々の階級を通じてゆき渡る」(*W. of N. I p. 22, I 113ページ*)のであり、「分業によって、文明社会に生じ、かつ財産の不平等にもかかわらず、社会 community の最下層の人びとにまでもゆきわたる高度の富裕を説明しうる」(*D. p. 328, 53ページ*)のである。分業の発展による生産力増大がもたらす成果に対するスミスの確信は、周知のことである。

更に注目すべきことは、富裕の前進そのものが社会の統治状態を良好にする点、スミスがのべている点である。すなわちスミスによれば、一方で富裕の前進は当然に財産所有の不平等をもたらし、社会的不安の種を必然的に育成するものではあるが、他方ではそれが社会に秩序をもたらしものなのである。

「市民政府は、一定の服従を前提にしている。ところが市民政府の必要性は、高価な財産の獲得につれて次第に増大するのであるから、服従を自然にもたらす主要な原因も、この高価な財産の増大につれて次第に大きくなるのである。

服従を自然的にもたらす諸原因または諸事情すなわち自然的に、しかもどのような市民的制度にも先行して、若干の人びとにその同胞の大部分に対する若干の優越性を与える諸原因または諸事情は、全部で四つあるように思われる。」(*W. of N. II p. 710, IV 38ページ*)

その四つとは、人としての資質、年齢、財産と生れである(*W. of N. II pp. 711-713, IV 38-41ページ*)³³⁾。この四つの中でも、生れと財産が権威と服従とを確立する主要原因であり(*W. of N. II p. 714, IV 43ページ*)、生れの優越性とは、「それを主張する人の家族が、昔から財産家であったということをおぼせる」(*W. of N. II p. 713, IV 41ページ*)から、結局は財産ということになる³⁴⁾。「統

33) 『グラスゴウ大学講義』では、「年長であること、心身の能力の優越、家柄の古きおよび富の優性」(*L. p. 10, 100ページ*)という順序でまとめられている。

34) 「すぐれた富は、これらの〔四つの〕性質のいかなるものよりも、いっそう多く権威を賦与するのに貢献する。」(*L. p. 9, 98ページ*)また同じ主旨で、『道徳感情論』では次のようにのべられている。「自然は賢明に、諸身分の区別すなわち社会の平和と秩序が、目に見えずしばしば不確実な知恵と徳性の差異に依存するよりも、出生と財産の明白で触知できる差異に依存するほうが、安全であろうと判断した。人間の大部分の識力のない目でも、全く十分に後者を知覚する。前者を識別しうるには、賢明な人びとや有徳の人びとのみごとく洞察力でも、時々困難を伴う。」

治の本源的諸原理」すなわち「人びとを導いて市民社会 *civil society* に加わらしめる原理」の一つとしてのこの「権威の原理」(L. p. 9, 98ページ)は、大財産の所有が、ある人に権威をもたらし、他の人には自然的に服従をもたらす要因として把握されているのである。したがってスミスによると、財産が高価となり、その所有が不平等になるほど、一方では富者と貧者との対立が激化し、政府の形成とその強化の必要性が増大するが、他方では富者の権威が増大し、貧者との間に、自然的に、しかも強力な権威・服従関係が発生するのである。

富者と貧者とのこうした権威・服従関係は、強制的に発展させられるものではなく、自然的に発生する人間の、富者や優れた人へのより大きい同感から生じるのである。ここに、権威の原理が財産の所有を背景に作用するということに対して、同感の原理が果す一つの役割がある。

「[財産が権威を賦与する 主要因であるということは] 貧者が富者に対して、何か従属的であるということから生じるのではない。なぜならば、一般に貧者は独立しており、自分の労働により自活しているからである。しかし貧者が富者にとえ何の利益を期待していないとしても、貧者は富者に対して尊敬を払うという強い傾向をもっている。この原理は、『道徳感情論』で十分に説明されている³⁵⁾。すなわちそこでは、われわれはより優れた人に対する同感が、同等または劣った人に対する同感よりも大きいことから、それが生じるということが示されている。われわれは、彼らの幸福な境遇を賞讃し、喜んで服従関係に入り、それを促進させようと努める。」(L. pp. 9-10, 98-99ページ)

ここでは、富者や目上の人への自然発生的な尊敬の念と、彼らの幸福な境遇への賞讃という、ヒューマニズム的な人間の感覚が強調されている。しかし中産者に目を移すと、事態は少々変化する。彼らは、大財産所有者の権威の下で、自分たちの権威を無産者や目下の人に対して維持しようとするのである。

「富の少ない人びとが、富の多い人びとの財産の所有を団結して防衛するのは、富の多い人びとに、自分たちの財産の所有を、団結して守ってもらうためである。身分
それらすべての勸告の順序においても、自然の慈愛的な知恵は、ひとしく明瞭である。」(M. S. p. 226, 460ページ)

35) 『道徳感情論』初版、第1部第4篇第2章「野心の起源について、および諸身分の区別について」。

の低いすべての牧羊者や牧牛者は、自分たち自身の牛群や羊群が安全なのは、大牧羊者や大牧牛者の牛群や羊群が安全であればこそのものであり、自分たちの小さな権威は、彼の大きな権威が維持されているからこそ維持されているのであり、彼の力が自分たちの目下の者を自分たちに服従させておくからこそ、自分たちも彼に服従しているのだということを感じている。彼らは一種の小貴族を構成しているのであり、自分たち自身の小主権者が、自分たちの財産を防衛し、権威を支持することができるように彼の財産を防衛し、権威を支持するのが自分たちの利益であると感じている。」(W. of N. II p. 715, IV 44-45ページ)

ここではヒューマニズムの立場は消え去り大財産所有者の権威の庇護の下に、小心翼翼として懸命に自分自身の小財産を、維持しようとしている中小財産所有者の立場が、明白に表現されているといえよう。彼は、大財産所有者への自然の尊敬の念を巧みに利用して、自分が大財産所有者の権威に従うことを盾にとり、自分の目下の者には、自己の財産と権威を遵守させようとするのである。彼にあっては打算的な、自己の財産＝利益を維持することを第一義とする、利己心の作用が前面に立っている。財産の権威への自然的な服従の気持を巧みに利用しつつ、「公共的」な功利心にうったえるという功利の原理³⁶⁾が全面的に作用していることに注目すべきである。しかし重要なことは、利己心の発揮ということが、大財産所有者の権威に服従することを前提としていることである。

36) 『グラスゴウ大学講義』では、統治の本源的原理として、「権威の原理」と「功利の原理」が挙げられている(L. p. 9, 98ページ)。「政府に服従しないでその転覆を願う方が、私の利益であることがしばしばある。しかし私は、他の人びとが私とは異なった意見を持ち、この企てにおいて私を援助しないであろうということを知っている。それ故に、私は全体の利益のために、政府の決定に服従するのである」(L. pp. 10-11, 100-101ページ)という「公共的」な功利感により服従が保たれるとするこの功利の原理は、『諸国民の富』では言及されていない。しかし中小財産の維持を目的とする大財産への服従を説いた本文での引用は、上での「公共的」な功利感と同質のものであり、いわば財産に基づく権威の原理が、同感の原理に媒介されて「功利化」され、『諸国民の富』でも貫徹していると考えられる(高島善哉「アダム・スミスの市民社会体系」岩波書店、昭和49年、82ページ参照)。権威の原理と功利の原理の相互流動的な性格については、山崎怜、「安価な政府」をめぐる諸解釈、前掲、56-61ページを参照のこと。また山崎怜、『国富論』体系と国家認識、経済学史学会編『『国富論』の成立』岩波書店、1976年、311ページでは、「功利」の権威化と「権威」の功利化が指摘されている。二つの原理の二元論的な把握としては、花戸龍威、財政思想史(古典編)、千倉書房、昭和29年、柴田高好、アダム・スミスにおける市民社会と国家、「国家論研究」第6号、1975年6月、久保田克美、スミスの思想における「国家」について(II)、『大樟論叢』第9号、1976年9月、他。

したがって財産の権威の下に社会の秩序が維持されうるために、こうした財産所有者への心理的な服従の念を呼び起こすことができる基盤として、たとえ不平等を伴うにしても、各個人が自分自身の財産を所有しているということが、決定的に重要となる。財産を所有していない者は、大財産所有者への同感＝服従の念を自然には抱かないのであり、その基盤もないというわけである。財産の権威を無視し、他人の財産を侵害しようとする無産者やいわゆるアウドローに対して、国家は司法権でもって対処し、教育を充実させて精神的退廃を予防し、同感＝財産の権威が貫徹する基盤を補強するのである。国家の権威は、財産の権威では被いきれない部分に対して、大きな役割を果さなければならない。

このように、素朴な純真な気持ちから自然に発生したものであれ、打算的、意図的なものであれ、大財産やその所有者への尊敬の念の発生や、権威・服従関係の成立は、市民政府の機能とともに、社会に一定の秩序をもたらすものとして、スミスによりとらえられている。また、この権威・服従関係の成立には、財産所有を媒介にして、同感の原理が作用しているといえるであろう。

そして最後に、大財産所有者は、社会の秩序の維持に一番利害をもっている人である、ということが重要である³⁷⁾。

「とりわけ富者は、事物の秩序を維持することに必然的に利害関係を持つのであって、彼らが有利な地位を保持することを彼らに保証しうるのは、この秩序以外にはない。」(W. of N. II p. 715, IV 44ページ)

以上のように、財産はそれ自身の運動の結果として、一方では市民社会に秩序をもたらす権威・服従関係を発生・強化し、また他方では、財産所有の不平等による社会的不安の増大に対処するため、市民政府を導入し、社会内部の秩序を維持・強化しようとする。両者は相互補完的に、かつ相乗的に機能して、社会を平和裏に発展させる。スミスにとっては、市民政府と財産の権威とは、

37) 「財産所有者の政治支配の、道徳感情論的——強いていえば、反理性的——認証であり、神聖化であるといえよう」という北条喜代治氏の指摘(租税利益説の衰退、「経済論叢」第96巻第4号、昭和40年10月)を参照のこと。

富者の財産を保護し、その所有を維持・発展させるための、二つの手段であるといえるであろう。

「財産の不平等が最初に生じ初め、以前には多分存在しえなかったある程度の権威と服従を人びとの間にもたらすのは、牧畜民族の時代すなわち社会の第二期においてである。こうすることにより、財産の不平等は、それ自体の存続に必要な不可欠のある程度の市民政府を導入する。そしてそうするのは、全く自然に、その必要性の考察とは無関係にさえ思える。しかし後になると、この必要性の考慮は、あの権威と服従の維持と安全に、疑いもなく大変大きく寄与するようになる。」(W. of N. II p. 715, IV 44ページ)

財産の不平等は、自然に市民政府を導入したのであるが、その政府が一度確立されると、それは権威・服従関係を維持し確保することに大きく役立つ。したがってこんどは大財産の所有者が、政府の権威の下に、自分の財産を安全に維持することを意図するようになる。政府というものは、発生の契機はともあれ、一度確立されると、大財産の所有者が彼自身の安全を確保する手段に、容易に転化しうるものなのである。

お わ り に

アダム・スミスは、人びとを導いて市民社会 *civil society* に加わらず原理として、権威の原理と功利の原理 *principles of authority and utility* の二つを挙げた(L. p. 9, 98ページ)。この二つの原理は、財産と生まれ、特に財産によって媒介され、両者は相乗的に作用して、平和裏な社会の発展を実現しうる根本原理とも言える位置を占めるものであった。これらの原理の現実的な妥当性は、ここでは問わない。必要なことは、スミスがこの二つの原理を提出するために、その理論的、現実的有効性の根拠を、どういうふうに準備したかということを整理することであろう。したがって、本稿を要約する形で、最後に簡単にまとめておこう。

既に見てきたところであるが、スミスは同感の原理をその根本にすえた。こ

れが作用しうる基盤として、まず各個人が財産を所有していることが前提される。この前提が、財産の権威への服従や、また自己の財産を維持しようとする功利の原理の基盤となっている。スミスは、自己の財産を所有し、それを活用して労働の成果を得ることが、個人の勤労意欲を喚起して、社会の富裕を前進させうる効率的な原動力ととらえることにより、こうした前提の妥当性を強調する。自分の財産をもとに、自由に競争する個人が、その理解力や判断力を発揮して、精神的にも発達しうる。人間としての感覚を麻痺させないためには、競争による刺激が必要である。財産の所有が人間の独立性を維持し、競争が精神的発達（少くとも墮落の防止）への刺激と把握される。このように、同感の原理は、古い社会が解体されて出現した新しい社会で、人間が行動する時の根本原理であるとともに、また新しい社会の下での統治の原理の基本にもすえられるべきものである。財産の所有は、同感が貫徹しうる基盤であるとともに、権威と功利の原理が作用しうる基盤でもある。

しかしながら財産所有の不平等の拡大や、財産を所有しない無産者の出現、また分業により「白痴化」した労働貧民の大量の創出 (*W. of N.* II p. 782, IV 159ページ)、人間の自然的感覚を失い財産の権威を無視する人びと、要するに財産の権威だけでは十分に社会秩序が保持できない部分に対しては、国家というものが司法権を背景に統治の一翼を担うものとして位置づけられる。また、同感の原理が働きうる基盤を補強し、財産の権威に服するような「正常な」感覚を維持するために、すなわち市民社会に人間をつなぎとめておくために、国家による教育の必要性が強調される³⁸⁾。個人の競争にだけ任せておいたのでは衰退していく公共土木事業や公共施設の建設・維持と、社会の独立を確保する国防も、国家の重要な任務となるのである。

財産の権威と国家の権威は、社会の統治の二つの原理として、スミスにより示された。大財産の所有者は、財産の権威を背景に中小財産所有者を統治し、

38) スミスによる教育の必要性の強調は、野沢敏治、スミスにおける教育と学問 上・下、「経済科学」第23巻第2号、第24巻第1号、1976年1月、1976年11月、特にIIの一を参照のこと。

それに服さない者やそれだけでは十分に社会の発展が保障できない部分に対しては、国家の権威でもって統治しようとする。財産の権威の概要は本稿でみてきたとおりである。したがって次の課題は、国家の権威に重点を置きつつ、両者の役割の関連の明確化である。この課題は、スミスにおける不生産的労働としての国家と有用労働としての国家との区別の問題³⁹⁾なども含めて、次稿にゆずらねばならない。

39) 和田重司、『国富論』第5篇における国家財政把握について、「一橋論叢」第49巻第5号，1967年5月，他。